

令和2年12月

第113回丹波市議会定例会

議員提出議案書

発議第3号

広報広聴委員会の設置について

丹波市議会委員会条例(平成16年丹波市条例第242号)第6条の規定により、別紙のとおり広報広聴委員会を設置することについて、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

議会運営委員会
委員長 太田 喜一郎

広報広聴委員会の設置について

1 設置の目的

丹波市議会基本条例（平成23年丹波市条例第47号）第24条に規定する広報広聴の充実を図るため、本委員会を設置するものである。

2 委員会の性格

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）第6条の規定に基づく特別委員会

3 委員会の名称

広報広聴委員会

4 委員の定数

7人

5 付託内容

議会の広報広聴に関すること

6 設置期間

令和2年12月7日から調査終了までの間

7 その他

議会の閉会中も継続して調査できるものとする。